健生衛発 0901 第２号
令 和 ８ 年 ９ 月 １ 日

各都道府県会計担当課長
各都道府県契約担当課長
各市区町村会計担当課長
各市区町村契約担当課長
殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
（ 公 印 省 略 ）

ビルメンテナンス業務に関する契約（公共調達）における令和８年度
最低賃金額改定を踏まえた契約金額の変更検討について（依頼）

第 75 回中央最低賃金審議会において令和８年度地域別最低賃金額改定の目安について答申がとりまとめられ、令和８年７月 28 日付けで公表されたところです。今後、各地方最低賃金審議会での答申を踏まえ、各都道府県労働局長の決定による地域別最低賃金額が順次発効することとなります。

ビルメンテナンス業務の公共調達に当たっては、都道府県や市区町村に対して、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（平成 27 年６月 10 日健発 0610 第４号厚生労働省健康局長通知。最終改正令和７年９月５日。以下「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえ、適切に御対応いただくようお願いしています。ガイドラインにおいては、別紙に抜粋するように、労務費等の上昇に伴う価格転嫁への対応を発注者に求めています。

各都道府県、各市区町村におかれては、ガイドラインを踏まえ、最低賃金額の引上げ等を受け、適切な価格で単価を見直して契約金額の変更を検討するようお願いいたします。

また、賃上げ環境整備として、「日本成長戦略」（令和８年７月 21 日閣議決定）においては、「ビルメンテナンス業、警備業等に関する契約については、適切な価格転嫁を推進するため、見直し後の調査・価格基準の運用の徹底を図る」こと、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和８年７月 21 日閣議決定）においては、「価格転嫁・取引適正化を強力に推進する」こととされておりますので、これらの政府方針も踏まえ、今後の持続的な賃上げの動きを見据えた予算確保及び適切な価格転嫁の推進について検討するようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

＜参考資料＞
別添：「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」
（平成 27 年６月 10 日付け健発 0610 第４号厚生労働省健康局長通知。最終改正令和７年９月５日）

（別紙）

ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン（抜粋）

（平成27年6月10日付け健発0610第4号厚生労働省健康局長通知。最終改正令和7年9月5日）

【 要 点 】

労務費指針の「発注者として採るべき／求められる行動」を踏まえた対応を行う。

- 年度途中の賃金水準や物価水準の変動に応じた契約金額の変更については適切に協議を行う。再委託がある場合はサプライチェーン全体を考慮した協議を行う。
- 発注者から定期的に労務費の転嫁について協議の場を設けることが望ましい。
- 受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重する。
- 受注者からの正当な価格交渉に対して適切な協議を行わずに契約金額を据え置くことは、独占禁止法における優越的地位の濫用にあたるおそれがあることに留意する。
- 契約変更に係る意思決定は専決者まで上げて行う。

（労務費等の上昇に伴う価格転嫁への対応）

最低賃金額や建築保全業務労務単価の改定状況、エネルギー価格、資材・機材等の価格変動を注視する。特に、賃金水準、労務単価の上昇に伴う価格転嫁については、労務費指針に則り、「発注者として採るべき／求められる行動」を踏まえた対応に努める。また、再委託を行っている場合は、サプライチェーン全体を考慮した協議を行うように努める。

年度途中に労務費の改定があった場合や、その他の価格変動により適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に支障が生じるおそれがある場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。このとき、受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けることが望ましい。

賃金水準や物価水準の変動により受注者から発注者に契約金額の変更について請求があった場合は、契約金額の変更の可否について迅速かつ適切に協議を行う。

また、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。なお、労務費上昇の理由の説明や根拠資料につき、公的機関等の公表資料に基づくものが提出されているにもかかわらず、これに加えて詳細なものや受注者のコスト構造に関わる内部情報まで求めることは、実質的に受注者からの価格転嫁に係る協議の要請を拒んでいるものと評価され得るところ、これらが示されないことにより明示的に協議することなく取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用として問題となるおそれがあることに、発注者は留意が必要である。

加えて、労務費の上昇分についての取組方針については、発注担当者のみで対応を決定せず、意思決定の具体的内容を当該契約の専決者まで上げて決定する。

以上については、労務費指針の「発注者として採るべき／求められる行動」において詳細が記載されているので参照されたい。

健生衛発 0901 第３号
令 和 ８ 年 ９ 月 １ 日

総務省自治行政局行政課長　殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
（ 公 印 省 略 ）

ビルメンテナンス業務に関する契約（公共調達）における令和８年度
最低賃金額改定を見据えた契約金額の変更検討について（依頼）

第 75 回中央最低賃金審議会において令和８年度地域別最低賃金額改定の目安について答申がとりまとめられ、令和８年７月 28 日付けで公表されたところです。今後、各地方最低賃金審議会での答申を踏まえ、各都道府県労働局長の決定による地域別最低賃金額が順次発効することとなります。

ビルメンテナンス業務の公共調達に当たっては、都道府県や市区町村に対して、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（平成 27 年６月 10 日健発 0610 第４号厚生労働省健康局長通知。最終改正令和７年９月５日。以下「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえ、適切に御対応いただくようお願いしています。

都道府県や市区町村において、ガイドラインを踏まえ、適切な価格で単価を見直して契約金額を変更することを検討いただくとともに、今後の持続的な賃上げの動きを見据えた予算確保をお願いするため、各都道府県及び市区町村会計担当課長及び契約担当課長あてに別添資料のとおり通知を発出しました。

当該通知に基づく対応を適切に実施するためには、会計担当課や契約担当課のみならず、庁舎管理部局等も含めて全庁的に連携して取り組んでいただく必要があります。

つきましては、各都道府県及び各市区町村において当該通知の趣旨が改めて徹底されるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

＜別添資料＞

各都道府県会計担当課長・契約担当課長及び各市区町村会計担当課長・契約担当課長宛て通知（令和８年９月１日付け健生衛発第２号生活衛生課長通知）

総行行第４２６号
令和８年９月１日

各都道府県会計管理者
各都道府県財政担当部長
各都道府県契約担当部長
各都道府県庁舎・公共施設担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市会計管理者
各指定都市財政担当局長
各指定都市契約担当局長
各指定都市庁舎・公共施設担当局長
殿

総務省自治行政局行政課長
（公印省略）

最低賃金額の改定に伴うビルメンテナンス業務に関する契約金額の変更について（通知）

標記の件について、別添のとおり、厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長から当職あてに、地方公共団体におけるビルメンテナンス業務に関する契約金額の変更について依頼がありました。

今般、第７５回中央最低賃金審議会において、令和８年度地域別最低賃金額改定の目安について答申がとりまとめられ、令和８年７月２８日付けで公表されたところです。今後、各地方最低賃金審議会での答申を踏まえ、各都道府県労働局長の決定による地域別最低賃金額が順次発効することとなります。

ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務については、これまで、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（平成２７年６月１０日健発０６１０第４号厚生労働省健康局長通知。最終改正令和７年９月５日。以下「ガイドライン」という。）を踏まえて、年度途中に最低賃金額の改定があった場合には、適切な価格で単価を見直すこと等により、契約金額を変更することを検討するなど、適切に対応されるよう周知してきたところです。

今後、最低賃金額が引き上げられた場合や、これらの状況を踏まえた受注者からの契約金額の見直しの申出があった場合には、ガイドラインや「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和５年11月29日内閣官房、公正取引委員会策定）に基づき、貴団体における庁舎等の管理業務に係る委託契約等を担当する庁舎等管理部局と、入札・契約事務を総括する部局・会計管理部局、予算執行を総括する財政担当部局等の関係部局間において必要な連携を図り、適切な価格で単価を見直すことにより契約金額を変更することを検討するようお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

健生衛発 0901 第１号
令 和 ８ 年 ９ 月 １ 日

各省庁契約担当課長　殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
（ 公 印 省 略 ）

ビルメンテナンス業務に関する契約（公共調達）における令和８年度
最低賃金額改定を踏まえた契約金額の変更検討について（依頼）

第 75 回中央最低賃金審議会において令和８年度地域別最低賃金額改定の目安について答申がとりまとめられ、令和８年７月 28 日付けで公表されたところです。今後、各地方最低賃金審議会での答申を踏まえて、各都道府県労働局長の決定による地域別最低賃金額が順次発効することとなります。

ビルメンテナンス業務の公共調達に当たっては、各省庁に対して、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（平成27年６月10日健発0610第４号厚生労働省健康局長通知。最終改正令和７年９月５日。以下「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえ、適切に御対応いただくようお願いしています。ガイドラインにおいては、別紙に抜粋するように、労務費等の上昇に伴う価格転嫁への対応を発注者に求めています。

各省庁におかれては、ガイドラインを踏まえ、最低賃金額の引上げ等を受け、適切な価格で単価を見直して契約金額の変更を検討するようお願いいたします。

また、賃上げ環境整備として、「日本成長戦略」（令和８年７月 21 日閣議決定）においては、「ビルメンテナンス業、警備業等に関する契約については、適切な価格転嫁を推進するため、見直し後の調査・価格基準の運用の徹底を図る」こと、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和８年７月 21 日閣議決定）においては、「価格転嫁・取引適正化を強力に推進する」こととされております。

各省庁におかれては、これらの政府方針も踏まえ、今後の持続的な賃上げの動きを見据えた予算確保及び適切な価格転嫁の推進について検討するようお願いいたします。

併せて、貴省庁内のビルメンテナンス業務発注関係部局（公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の適用のある特殊法人等を含む。）に対する周知徹底につきましてもお願いします。

＜参考資料＞

別添：「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」
（平成27年6月10日付け健発0610第４号厚生労働省健康局長通知。最終改正令和７年９月５日）

(別紙)

ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン（抜粋）

（平成27年6月10日付け健発0610第4号厚生労働省健康局長通知。最終改正令和7年9月5日）

【 要 点 】

労務費指針の「発注者として採るべき／求められる行動」を踏まえた対応を行う。

- 年度途中の賃金水準や物価水準の変動に応じた契約金額の変更については適切に協議を行う。再委託がある場合はサプライチェーン全体を考慮した協議を行う。
- 発注者から定期的に労務費の転嫁について協議の場を設けることが望ましい。
- 受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重する。
- 受注者からの正当な価格交渉に対して適切な協議を行わずに契約金額を据え置くことは、独占禁止法における優越的地位の濫用にあたるおそれがあることに留意する。
- 契約変更に係る意思決定は専決者まで上げて行う。

(労務費等の上昇に伴う価格転嫁への対応)

最低賃金額や建築保全業務労務単価の改定状況、エネルギー価格、資材・機材等の価格変動を注視する。特に、賃金水準、労務単価の上昇に伴う価格転嫁については、労務費指針に則り、「発注者として採るべき／求められる行動」を踏まえた対応に努める。また、再委託を行っている場合は、サプライチェーン全体を考慮した協議を行うように努める。

年度途中に労務費の改定があった場合や、その他の価格変動により適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に支障が生じるおそれがある場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。このとき、受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けることが望ましい。

賃金水準や物価水準の変動により受注者から発注者に契約金額の変更について請求があった場合は、契約金額の変更の可否について迅速かつ適切に協議を行う。

また、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。なお、労務費上昇の理由の説明や根拠資料につき、公的機関等の公表資料に基づくものが提出されているにもかかわらず、これに加えて詳細なものや受注者のコスト構造に関わる内部情報まで求めることは、実質的に受注者からの価格転嫁に係る協議の要請を拒んでいるものと評価され得るところ、これらが示されないことにより明示的に協議することなく取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用として問題となるおそれがあることに、発注者は留意が必要である。

加えて、労務費の上昇分についての取組方針については、発注担当者のみで対応を決定せず、意思決定の具体的内容を当該契約の専決者まで上げて決定する。

以上については、労務費指針の「発注者として採るべき／求められる行動」において詳細が記載されているので参照されたい。

確認OK?

最低賃金



最低賃金は、働くすべての人の時間額を保証する制度です。

兵庫県 最低賃金

令和8年
10月1日から
時間額

1,172円

前年比 56UP円

月給の人も日給の人も自分の時間額を計算してみよう

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

計算方法は裏面をチェック!